

清掃だより

有害ゴミ

乾電池
蛍光管(灯)等
の処理

有害ゴミは必ず分別してゴミ収集所へ

市では、今年三月から市民の皆さんの御協力により、水銀を含んだ乾電池・蛍光管(灯)、体温計などを有害ゴミとして分別収集しています。

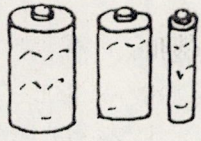
各収集所へ分別して出されたこれらの有害ゴミは、週一回地区ごとに、不燃物収集日に収集して、福生市リサイクルセンターで一時的に保管され、その後の処理が待たれていましたが、三多摩25市2町の共同で処分方法も決まり、十月一日より処分が始まりました。

●有害ゴミの実績

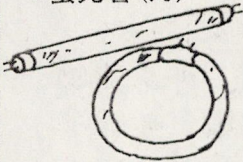
種類	乾電池	蛍光管
3~4月分 とそれまでに 集めた分	1,200kg	504kg (2,800本)
5	220kg	151kg
6	320kg	120kg
7	366kg	66kg
8	300kg	106kg
9	300kg	90kg
9月までの 累計	2,706kg	1,037kg

有害ゴミとして分別するもの

●乾電池



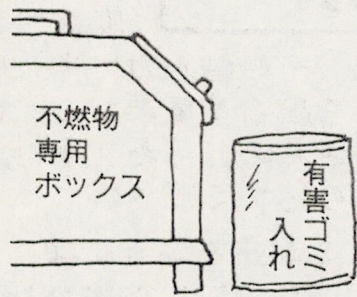
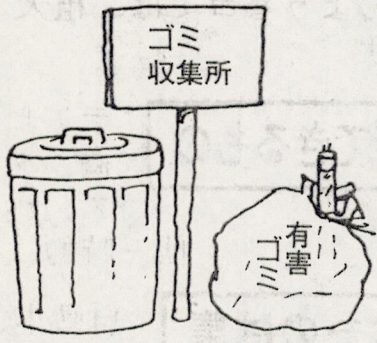
●蛍光管(灯)



●体温計



●ボタン電池は
お近くの電気店へ



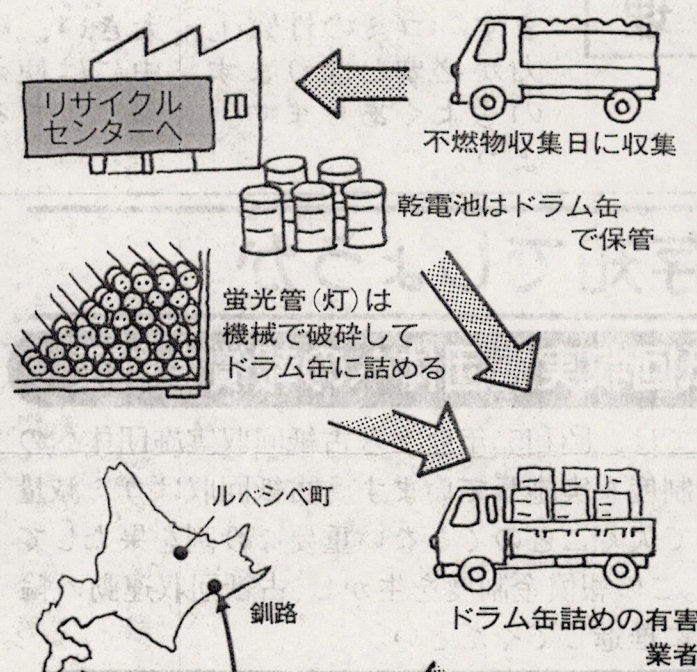
●一般の収集所を利用の方

●ダストボックスを利用の方

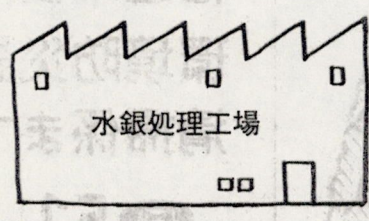
各収集所から集められた有害ゴミのリサイクルセンターでの保管量は、九月までの累計で廃乾電池が二千七百六キログラム(ドラム缶詰めで九本)、蛍光管(灯)が、一千三十七キログラムにもなりました。

リサイクルセンターでは、不燃物の中に混じって入っている乾電池についても手作業で取り除きますが、有害ゴミの適正な処理には皆さんの分別の仕方が大変重要になりますので、より一層御協力くださるようお願いいたします。

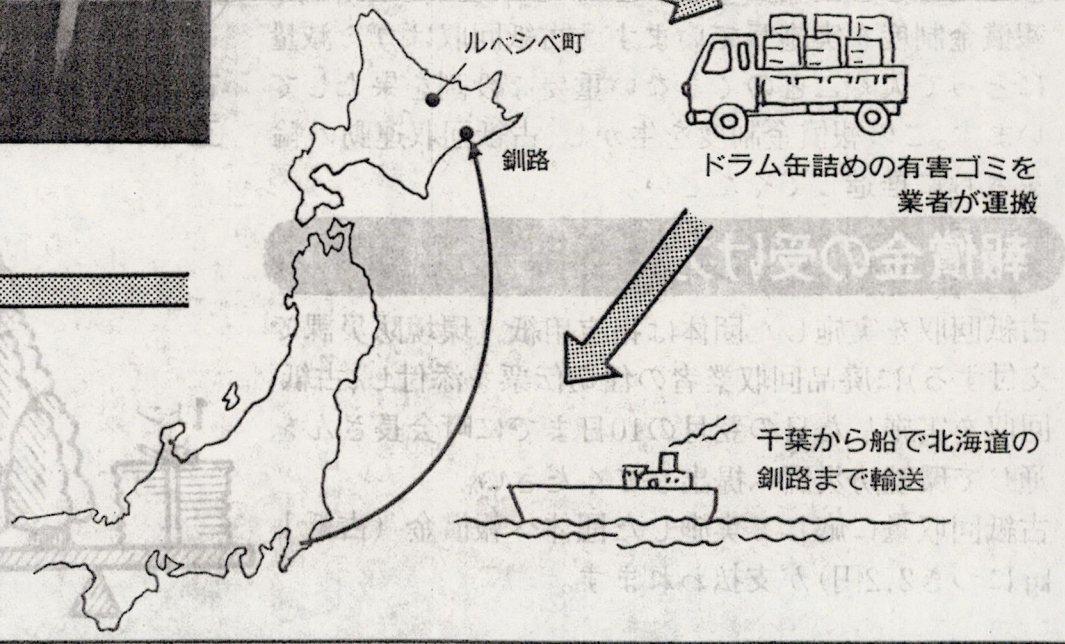
処理の過程



有害ゴミはドラム缶に入れて一時保管し、業者の来るのを待つ。
福生市リサイクルセンターで。

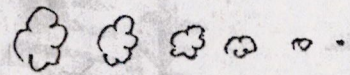


釧路からルベシベ町の工場まで運搬して水銀の処理を行なう。



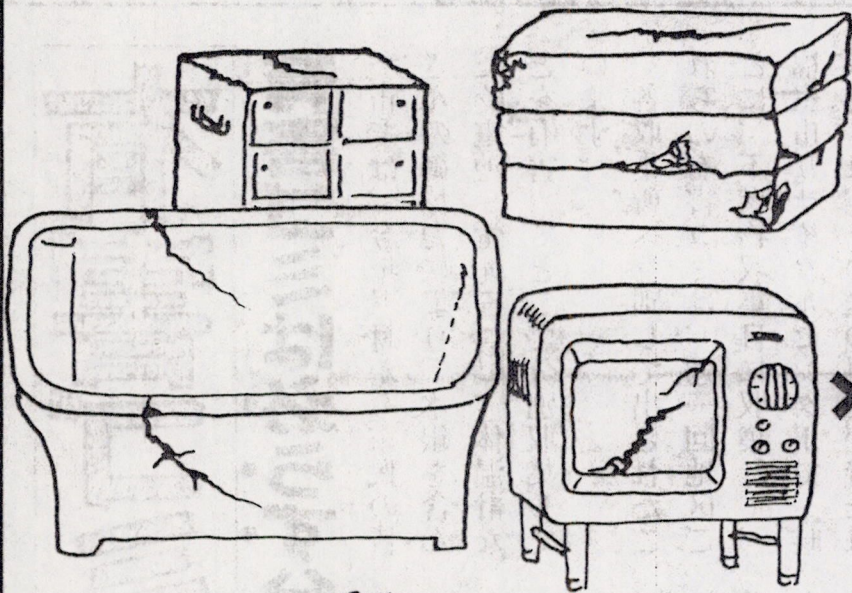
このようにして、有害ゴミは長い道のりを経て、北海道まで運ばれた後、処理されます。

粗大ゴミについて



50cm以上のゴミ、あるいは小さくてもたくさん
のゴミが一度に出た場合、他のゴミと一緒に収集所へ
出すことはできません。

市では、このようなゴミは、粗大ゴミとして特別
収集しています。



集めることができるもの

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、タンス、マットレス、ベッド、ふろ桶、他一時的に多量に出るゴミ。

次のようなものは集められません。

自動車、オートバイ、ガスボンベ、土木建築廃材、薬品類、廃油類、タイヤ、ピアノ、その他人力で車に積み込めないもの、事業活動から出る多量のゴミ。新しいものとの買換えや、業者さんの行った工事のゴミは業者さんに引き取ってもらってください。

申し込み方法

粗大ゴミが出る場合には、市役所の清掃係（TEL 51-1511 内線284・285）まで連絡するか、直接窓口まで来て収集の申し込みをしてください。1kgにつき、15円の手数料がかかりますが、直接お伺いして収集します。申し込みが混み合うこともありますので余裕をもって申し込んでください。（58年度処理件数 2,970件）

出し方

家の外に出しておいてください。（特に2階建て以上のアパートなどにお住まいの方は、下まで降ろしておいてください。）細かいゴミはひとまとめにしておいてください。

~~~~ 収集所に出せるゴミは定期的に集めている可燃ゴミ、不燃ゴミ、有害ゴミ等です。もし、粗大ゴミが一般のゴミ収集所へ出された場合には、収集車はゴミを集めずに置いていきます。収集所に粗大ゴミが出されれば他の人が同じように粗大ゴミを出すこともあり不法投棄されやすくなり、収集所はゴミの山になってしまいます。

~~~~ 収集所は利用者のお互いの注意と協力でルールを守って正しく使いましょう。~~~~

処理

粗大ゴミは、特別な機械で処理するものではありません。ほとんど作業員の手作業で行います。ゴミの性質上、大きい、重い、硬いといったものが多く、処理するには大変な労力が必要となります。中には見えそうでゴミとして処理するにはもったいないようなものもよくあります。ものはできるだけ永持ちさせ、譲れるものは人に譲るようにしましょう。

ご存知でしょうか

古紙回収実施団体への報償金制度

福生市では、昭和55年度から古紙回収実施団体への報償金制度を実施しています。古紙回収はゴミ減量にとって欠くことのできない重要な役割を果たしています。この報償金制度を生かし、古紙回収運動の輪をさらに推進してください。

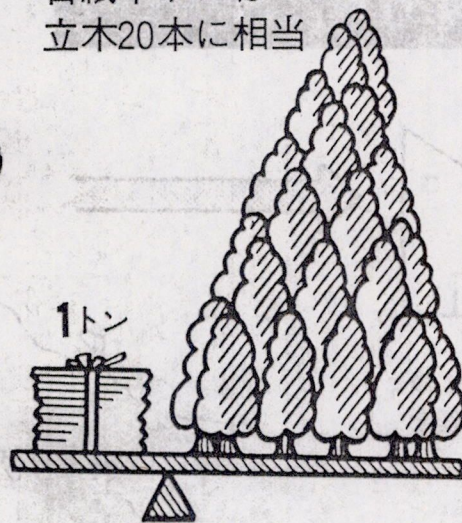
報償金の受け方

古紙回収を実施した団体は指定用紙（環境防災課で交付する）に廃品回収業者の仕切伝票を添付し、古紙回収を実施した日の翌月の10日までに町会長さんを通じて環境防災課へ提出してください。

古紙回収量に応じて実施した団体へ報償金（古紙1kgにつき2.2円）が支払われます。

古紙は緑を守ります。

古紙1トンは
立木20本に相当



ゴミ・し尿

についての

お問合せは
福生市役所市民部
環境防災課
清掃係まで……。

☎ 51-1511

内線

284・285 へ